

乳幼児及び児童医療費給付が拡大されました

鏡野町では平成20年4月1日より、乳幼児及び児童に係る医療費の軽減を目的に、助成年齢を現行の6歳（就学前）から12歳までに拡大いたしました。

これに伴い、新たに該当になる児童の方には乳幼児及び児童医療費受給資格者証を送付しておりますので医療機関に受診する際にご提示ください。

また、添付しております乳幼児及び児童医療費受給資格者証申請書に加入医療保険をご記入・押印の上、役場 健康増進課及び各振興センター地域振興課へ必ず提出して下さい。

6歳未満の乳幼児の方は既に受給資格者証を持っておられると思いますが、有効期限が平成20年6月30日になっており、6月初旬に更新のご案内をいたしますのでよろしくお願いいたします。



助成対象者

小学校卒業（満12歳に達した日以後の最初の3月31日）までの乳幼児及び児童

助成内容

- ★健康保険証を使って医療機関等で診療を受けたり、薬をもらった時の自己負担分を助成します。
- ★岡山県内の医療期間で受診される場合は、健康保険証と一緒に「受給資格者証」を窓口にご提示してください。自己負担分は、鏡野町が助成いたしますので窓口にて支払う必要はありません。
- ★岡山県外の医療機関で受診される場合は、窓口にご自己負担分を支払い、保険点数が書かれた領収書を受け取り、役場 健康増進課及び各振興センター地域振興課にある申請書に領収書を添えて申請してください。自己負担分を払い戻しいたします。
- ★往診に要した交通費、容器代、検診料、文書代、入院時の部屋代差額などは、保険診療外ですので助成できません。また病院（200床以上）の初診にかかる特定療養費、入院時食事療養費にかかる食事療養負担額についても助成できません。
- ★受給資格者証の記載事項または健康保険証の変更、住所・氏名の変更、紛失などありましたら、すみやかに届出をしてください。
- ★交通事故など第三者の行為が原因でケガをして治療を受ける場合は、加入している保険者へ届け出ると同時に、必ず町役場にも届出をしてください。
- ★鏡野町を転出する時及び有効期限が切れた時には「受給資格者証」を町役場へお返しください。

※お問い合わせ先 鏡野町役場 健康増進課 TEL：(0868) 54-2025（直通）

“一人ひとりが、人間らしく生きていく権利を持っています。一人ひとりが、幸福をめざす権利を持っています。”——日本国憲法第14条では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下での平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから「人権」について考え、生活や活動の中でお互いを尊重し合い、様々な人権問題の解決に向けて主体的に取り組み、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会を築きましょう。

☆人権侵害の原因となる「身元調査」等を拒否しましょう。

婚姻は両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。様々な差別につながる身元調査や聞き合わせを行わないとともに、これに応じないようにしましょう。

☆同和問題解決の障害となる「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実に、不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」に対しては、最初からき然とした対応で臨み、相手に付け入るすきを与えないことが肝要です。高額な書籍等の購入強要や不当な金銭要求に対してきっぱりと断りましょう。

☆インターネット上の差別書き込みを根絶しましょう。

インターネット上の掲示板に匿名性を悪用して、誹謗・中傷などの無責任な書き込みは、人権を踏みにじるもので決して許されるものではありません。

一人ひとりがモラルを守り、インターネットを正しく利用するなど、差別書き込みの根絶に向けて取り組んでいきましょう。

人権の尊重される
社会の実現に向けて

